

## 住宅都市局土木工事「週休2日制工事」試行要綱

### (趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。この要綱は、建設業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日(土曜日、日曜日及び祝日等を現場閉所し、就業者が休業する)の普及に取り組むため、住宅都市局所管の土木工事における週休2日制の試行にあたり、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制工事 工事開始日から工事完了日までの対象期間において、土曜日、日曜日、祝日等(「名古屋市の休日定める条例」(平成3年7月17日条例第36号第2条)に規定する休日(以下「休日」という。))を現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事。
- (2) 発注者指定型 週休2日制工事のうち第3条に基づき発注者が対象工事を指定し、企業の労働環境改善に対する意識向上と休日の現場閉所を図るもの。
- (3) 受注者希望型 週休2日制工事のうち受注者自らが本要綱の趣旨に沿った取り組みを希望するものに対し、発注者指定型と同様の制度を適用し、労働環境改善に対する意識向上と休日の現場閉所を図るもの。
- (4) 対象期間 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間。
- (5) 非対象期間 準備期間(工事開始日から現場着手日までの期間)、後片付け期間(施工終了後から工事完了日までの期間)、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作等の現場不稼働期間、工事事務等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、地震等)に対する突発的な対応期間、その他受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間。
- (6) 現場着手 現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始すること。
- (7) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含め、現場作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検(巡視)等を行うことは可とする。

### (対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象は次の各号全てを満たす工事とする。

- (1) 単価契約以外
- (2) 契約工期が概ね1か月以上
- (3) 対象期間が1週間以上
- (4) 緊急性がない

- 2 発注者指定型の対象工事は前項の他、次の各号全てを満たす工事とする。
- (1) 施工量に対して十分な工期の確保が見込まれる
  - (2) 工程が現場条件に大きく制限されない
  - (3) 「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書(住宅都市局土木工事)」を添付し発注する工事
- 3 受注者希望型の対象工事は第1項の他次号を満たす工事とする。
- (1) 工事契約後、休日の現場閉所計画が分かる実施工程表を含む施工計画書を提出し、本市監督員が認めた工事とする。

(取組内容)

第4条 週休2日制工事の受注者は、対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。

- 2 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、本市監督員と協議の上、前後10日間の期間において現場閉所日を設けるものとする。
- 3 降雨等により施工予定日を休工とした場合は、休日の現場閉所の実施とみなし、降雨等による休工日の後30日以内において休日施工への振替を認める。
- 4 受注者は、下請負業者に対し週休2日制工事の取り組みの趣旨を伝え、協力を依頼するものとする。
- 5 受注者は、公衆の見やすい場所に試行工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

(記載内容の例)

|                                                  |
|--------------------------------------------------|
| 週休2日制試行工事                                        |
| この工事は、建設産業の労働環境を改善<br>するため、週休2日の普及に取り組む工<br>事です。 |
| 発注者:名古屋市〇〇整備事務所                                  |
| 施工者:〇〇建設(株)                                      |

- 6 受注者は、本市監督員が休日の現場閉所状況を確認できるよう、住宅都市局工事施行要綱第39条に規定する工事記録簿(参考様式-2)に現場閉所日を明記するものとする。
  - 7 本市監督員は休日の現場閉所に伴う工程の遅延などがないか日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された工事記録簿を確認する。
  - 8 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができないときは、休日の現場閉所の達成を認めないものとする。
  - 9 工事成績評定において、対象期間の休日の現場閉所100%を実施した場合には1点の加点をを行うとともに、工事完了確認通知書(第20-1号様式)において、受注者に通知する。
  - 10 休日の現場閉所の状況に応じて、次の補正係数により経費の算定を行うものとする。
- (1) 補正係数

【休日の現場閉所 100%】

・労務費 1.05

・機械経費(賃料) 1.04

・共通仮設費率 1.04

・現場管理費率 1.06

【休日の現場閉所87.5%以上100%未満】

・労務費 1.03

・機械経費(賃料) 1.03

・共通仮設費率 1.03

・現場管理費率 1.04

【休日の現場閉所75.0%以上87.5%未満】

・労務費 1.01

・機械経費(賃料) 1.01

・共通仮設費率 1.02

・現場管理費率 1.03

## (2) 補正方法

### ①発注者指定型

当初設計から休日の現場閉所100%の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、休日の現場閉所100%に満たないものは、補正分を減額し、変更契約するものとする。

### ②受注者希望型

休日の現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に休日の現場閉所状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(特記仕様書等)

第5条 発注者指定型の工事において適用する特記仕様書は、別紙「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書(住宅都市局土木工事)」を添付し発注するものとする。

2 発注者指定型の週休2日制工事は、原則として工事件名の末尾に(週休2日)を付け加えるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、本市監督員と協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。